

1. 件名：原子燃料工業（株）東海事業所の令和4年度定期事業者検査の報告（開始時）についての面談

2. 日時：令和4年9月29日（木）13時00分～13時45分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、清水原子力専門検査官、

宮本検査技術専門職

原子燃料工業（株）

東海事業所 環境安全部安全管理グループ長 他1名

5. 要旨

○原子燃料工業（株）（以下「事業者」という。）から、東海事業所に係る令和4年度に実施する定期事業者検査（開始時）について、資料に基づいて以下の説明があった。

- ・令和4年度の定期事業者検査は令和4年11月1日から令和5年3月31日までの予定で実施する。
- ・新規制基準への適合のための設工認申請及び工事の進捗を踏まえ、設備等及び技術基準の対応を整理した。検査項目は、今回は検査実施対象外ではあるが、今後の新規制基準対応工事により追加する機能に関するものを追加した。
- ・従前の負圧確認検査に含めて実施してきた建物健全性確認については、建物の維持管理として外観点検、定期点検、日常の巡視を行っていることを踏まえ、検査項目から除外した。
- ・令和3年度定期事業者検査の報告（終了時）の面談時にコメントがあった注記に重複した検査項目内容が記載されていたことについて、記載の見直しを行った。
- ・その他、熊取事業所の令和4年度定期事業者検査報告（開始時）の面談時のコメントを踏まえ、別添2の表1-2 施設管理実施計画（技術基準との対応整理）の点検及び試験の項目欄と保全形式又は頻度欄の周期の対応を整理した。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・令和4年度定期事業者検査計画については了解した。

- ・ 令和3年度定期事業者検査の報告（終了時）の面談時にコメントした次の2点は反映されていないので、引き続き検討を行うこと。
 - － 通信連絡設備を定期事業者検査の対象とすることについて
 - － 現行の施設管理実施計画の項目に、分解点検に関する記載がないことについて
- ・ 別添2の表1-2の保全形式又は頻度が1年を超えるものは、実施実績、次回の実施時期を明確にすること。
- ・ 別添2の表1-2の長期施設管理方針に基づき実施する調査及び試験に関する※1の注記について、実施時期を10年以内としているが、その起点となる実施時期を明確にすること。

○事業者から、原子力規制庁のコメントを踏まえ終了時報告に反映させる旨の回答があった。

6. その他

資料：定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）

以上